### 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などのある法人が納める税金です。資本金等の額や従業者 数に応じて負担する**均等割**と、収益に対して負担する法人税割とがあり、その合計額を法人自らが 計算し、それぞれの法人の事業年度終了後2か月以内に申告・納付する必要があります。

### 法人市民税を納める人

| 納税義務のある人                 | 区分  |      |
|--------------------------|-----|------|
| で                        | 均等割 | 法人税割 |
| 市内に事務所や事業所などがある法人        | 0   | 0    |
| 市内に事務所や事業所はないが保養所などがある法人 | 0   |      |
| 公益法人などで、収益事業を行うもの        | 0   | 0    |
| 公益法人などで、収益事業を行わないもの      | 0   |      |

### 税額の計算

法人市民税は、均等割と法人税割との合計額です。

### ア均等割

| 法人の区分                    | 5分女 <i>(</i> 左穿5) |            |
|--------------------------|-------------------|------------|
| 資本金等の額                   | 市内事業所等の従業者数       | 税率(年額)     |
| 50 度田を扱うでは ↓             | 50 人を超えるもの        | 3,600,000円 |
| 50 億円を超える法人              | 50 人以下のもの         | 492,000円   |
| 10 億円を超え 50 億円以下の法人      | 50 人を超えるもの        | 2,100,000円 |
| 10 息日を超え 30 息日以下の法人      | 50 人以下のもの         | 492,000円   |
| 1億円を超え 10億円以下の法人         | 50 人を超えるもの        | 480,000円   |
| 「徳口を超え「し徳口以下の法人          | 50 人以下のもの         | 192,000円   |
| 1,000 万円を超え1億円以下の法人      | 50 人を超えるもの        | 180,000円   |
| 1,000万円を超え「億円以下の法人       | 50 人以下のもの         | 156,000円   |
| 1,000 万円以下の法人            | 50 人を超えるもの        | 144,000円   |
| 1,000 カロ以下の法人            | 50 人以下のもの         | 60,000円    |
| 公益法人、人格のない社団等(収益事業を行うもの) |                   | 60,000円    |

### イ 法人税割

宇都宮市内にのみ事務所や事業所などがある法人

法人税額(国税) × 税率(8.4%)

宇都宮市以外の市町村にも事務所や事業所などがある法人

法人税額(国税) ÷ 全従業者数 × 市内事務所等の従業者数 × 税率(8.4%)

### ■ 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間(予定)申告があり、法人自ら計算した均等割、法人 税割の税額を申告・納付する必要があります。

|    | 申告区分 均等 |      |        | 納めるべき税額                                    | 申告と納付の期限               |
|----|---------|------|--------|--|------------------------|
|    |         |      | 均 等 割  | 法 人 税 割                                    |                        |
|    | 中間      | 予定申告 | 6か月分   | 前事業年度の確定 × <u>6</u><br>申告の法人税割額 × 前事業年度の月数 | 事業年度開始日より<br>6か月を経過した日 |
|    | 串告      | 中間申告 | 6か月分   | 事業年度開始日から6か月の期間を1事業<br>年度とみなして仮決算により計算した額  | から2か月以内                |
| 68 |         | 在定申告 | 12 か月分 | 国税の法人税額をもとに計算した額<br>(中間申告により納付した税額は差し引きます) | 事業年度終了日の<br>翌日から2か月以内  |

# POINT

設立、開設、異動の際には届出が必要です!

宇都宮市内で法人設立や事業所等を設置した場合や、商号、代表者、所在地などに変更があった場合には「法人設立・開設・異動届」を提出してください。

宇都宮市では、eLTAX を利用した届出や電子申告を推奨しています。利用できる手続きなどについては、【P76「eLTAX による市税の電子申告・電子納税」】に記載しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、届出や申告を紙で行う場合は、市ホームページから様式をダウンロードできます。

## 法人市民税の

# Q&A

### 法人市民税が課税となる事務所、事業所の要件は?

- Q 法人市民税における「事務所、事業所」とは、どのようなものですか?
- A 法人市民税における「事務所、事業所」とは、次の4要件全てを満たしたものをいいます。
  - ①事業の必要から設けられたものであること
  - ②人的設備があること(従業者がいること)
  - ③物的設備があること
  - ④その事業がある程度の継続性を持っていること

4要件全てを満たす場合に 課税の対象となります。

【課税とならない具体例】建設工事の現場にある仮設事務所

短期間(3か月未満)の設置であれば、「事業の継続性」がないため、「事務所、事業所」 に該当せず、届出は不要となります。

### 新たに会社の設立、開設などを行った場合の手続きは?

- Q 新たに会社の設立、開設などを行った場合、市役所にどのような手続きが必要になります か?
- A 宇都宮市内に法人を設立・登記した場合や、事務所や事業所を開設した場合には法人市民 税(市税)の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以 内に提出してください。

会社の設立、開設など各種届出のほか、法人市民税の申告や納付も eLTAX で行えます。 詳しくは【P76「eLTAX による市税の電子申告・電子納税」】に記載しておりますので、 ぜひご利用ください。

なお、届出を紙で行う場合は、宇都宮市ホームページからダウンロードしてください。 記載方法等ご不明な点があれば、市民税課法人市民税グループ(☎028-632-2206)ま でお問い合わせください。

【その他届出が必要となる場合】(様式は全て「法人の設立・開設・異動届」です。)

宇都宮市内に本店を移したとき … 転入届

宇都宮市外に本店を移したとき … 転出届

… 代表変更届 代表者を変更したとき

… 休業届 休業したとき

解散したとき … 解散届

支店が閉鎖したとき … 廃止届

※ 法人税(国税)及び法人県民税(県税)についても市税と同様に届出が必要となります。

### 事業年度の途中で、事務所や事業所を開設・閉鎖したときの均等割の計算は?

- Q 3月末決算の法人(資本金1,000万円、宇都宮市内従業者100人)で、宇都宮市内の事 務所を 10月 15日で廃止しました。均等割額はどうなりますか?
- A 均等割額は以下のとおり計算します。

### 【均等割額の区分】

事業年度末における資本金等の額と従業者数によって判定します。

#### 【事務所を有していた月数】

市内に事務所、事業所を有していた月数が1年に満たないときは、均等割は月割で計算 し、1か月に満たない端数は切り捨てます(事務所等を有していた月数が1か月に満たな い場合は1か月として月割計算します)。

この場合は、資本金等の額 1,000 万円、事業年度末(3月)時点での従業者数 0人(50 人以下の区分)のため適用税率は60,000円、月数は6か月で計算します。

均等割額 = 60,000 円  $\times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}$  = 30,000 円 となります。

### 均等割の従業者数の算定方法は?

- Q 法人市民税の均等割の従業者数は、どのように算定しますか?
- A 均等割の従業者数は、算定期間の末日現在における事務所、事業所の従業者数となります。 ただし、アルバイト・パートについては、次の①②いずれかの数を従業者数とします。
  - ① 算定期間の末日現在における従業者数
  - ② 算定期間の末日を含む1か月の総勤務時間数を170で割った数(小数点以下切り上 げ)